

2012年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 民法・民事訴訟法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は民法と民事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 民法

〔事例〕

- 1 Aは、平成22年5月1日、Bに対し、Aが所有している本件自動車を代金200万円で売却した。本件自動車は、3年前にAが購入してAの長男Cが使用しており、Cの自宅駐車場に置かれていた。代金の支払と本件自動車の引渡しは、同月15日午後3時とすることが合意された。
- 2 Bは、5月15日、履行場所に現金200万円を持参し、履行場所において、Aに200万円を現実に提供した(493条本文)。ところが、Aが事前にCに対して本件自動車を履行場所に置いておくようにと命じていたにもかかわらず、CがAの指示に反して本件自動車を運転して会社に行っていたため、Aは、Bに対し、本件自動車を引き渡すことができなかった。そこで、Bは、いったん提供した200万円につき、これをAに支払うことなく持ち帰った。
- 3 Bは、5月20日到達の内容証明郵便で、Aに対し、同月25日に本件自動車を履行場所で引き渡すよう催告した。

〔設問1〕

代金の支払と本件自動車の引渡しにつき、その場所の合意がされなかった場合、これらの履行場所はどこになるか。関係する条文を示して説明しなさい。

〔設問2〕

Aが同月25日にも本件自動車をBに引き渡すことができなかったため、Bは、Aに対し、本件自動車の売買契約を解除する旨の意思表示をした。同月25日に、Bも200万円を履行場所に持参していなかった場合、Bがした売買契約解除の意思表示は効力を生じるか。

〔設問3〕

Aが同月25日、履行場所で本件自動車をBに引き渡そうとしたが、Bが200万円を持参していなかった。この場合、Aは、200万円の支払と本件自動車との引換給付をすべきことを主張できるか。

専門論文試験 民事訴訟法

次の事例を読んで以下の設問に答えなさい

[事例]

- 1 Xは主債務者Yと連帯保証人Zを相手取って、それぞれ2000万円の支払いを求める1個の訴えを提起した。
- 2 この訴訟において、Yは答弁書を提出し、2000万円の貸付を受けた事実は認めながらも、すでに全額弁済した。」と主張した。
- 3 この点について、Xは「2000万円の返済を受けたが、これは本件の貸金債権への弁済ではなく、別口の2000万円の貸金債権への弁済である。」と反論した。一方、Zは答弁書も出さず、その後の口頭弁論にも欠席した。
- 4 裁判所は、Yの言い分はすべて認められ、主債務はすべて消滅しているとの心証を抱き、弁論は併合されたまま終結した

[設問]

裁判所はYとZに対してどのような判決を言い渡すべきかについて、共同訴訟人独立の原則（民訴法39条）と証拠共通の原則との関係に触れながら説明しなさい。